

## 全国の状況

(1997年7月21日現在)

### 【概要】

事務局はこの間数回の事務局会議を開き、全国の動きを把握するとともに、各運動体からの要請に可能な限り対応するべく努力を行ってきました。同時に、水源開発問題全国連絡会の当面の課題についての整理を行いました。

ダム等審議委員会が現在進行中のところは、徳島県の第十堰建設審議委員会、足羽川ダム建設審議委員会、宇奈月ダム建設審議委員会の3つです。矢作川河口堰建設審議委員会は3月26日に「建設省の環境調査がまとまるまで休会」を決定しています。

昨年3月13日に「平取ダムの水需要計画が出来るまで休会」としていた沙流川総合開発審議委員会は今年、3月27日の「二風谷ダム訴訟判決」をうけて再開されましたが、7月7日に、「二風谷ダムについては運用を進め、平取ダムの検討は新河川法の場にゆだねる」との最終答申をまとめました。

既に事業推進の答申が出された川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムをかかえる地元では、これらの答申とその答申を尊重するとした建設省の不适当性を鋭く追及する運動が継続しています。

今、審議委員会が発足するか否かで注目されている細川内ダム問題では、木頭村が審議委員

会の有るべき姿を粘り強く提示し、建設省と徳島県を追いつめています。

今回の「水源連だより」は、これらのことについて、現地から送られてきた活動状況とマスコミ情報等を皆さんにお知らせし、互いの運動の参考にしていただくことを目的に発行致します。これからも、各地からの状況やマスコミ情報が皆さんから寄せて頂くことをお願いいたします。一定量集まり次第、このような形で全国の会員にお知らせしたいと考えております。

### 【事務局で検討していること】

#### (1) 抜本的な河川法改正に向けて

今回の河川法改正の問題点と経過、及び、水源連としての取り組みについては、前回の「水源連だより」でお知らせしました。

結果的には建設省の改正案がそのまま5月28日に参議院も通過し、今回の通常国会で成立してしまいました。建設省は目下、法律のより具体的な施行の内容を定める政令・規則の策定を行っているところです。

事務局としては、「この政令・規則の策定に関しても、水源連としての考え方が少しでも反映させることができないか」を模索中です。

河川法には抜本的改正が必要であることはいうまでもありません。今回の反省(前回の「水源連だより」p. 8~9)を踏まえて、この問題の検討会を発足させる必要があります。

まずは、各地で運動に関わっている皆さま、自治労・全水道などの水行政に関わる公務員の労働組合、関連分野の専門家…等に検討会結成の呼びかけを行ないたいと思います。水全体を対象とし、自然生態系の保全を目的に持ち、住民参画を基本とした法律のシステムを提示することが目標です。

これらの作業に直ちに入らなければならないのは分かっていることですが、水源連事務局がこれの呼びかけ人になってその運営責任を持つことには、当方の力量など勘案しなければならないことがあります。上記の目標を達成するにはどのような方法を取るのが良いのか検討中です。皆さまからの名案を期待しております。

## (2) ダム等事業審議委員会の総括について

答申が出されてしまった審議委員会もあれば、現在も進行中の審議委員会もあります。また、展開次第によっては細川内ダム建設審議委員会が発足するかもしれません。

これらの諸状況を正確に把握するとともに、ダム等事業審議委員会が果たしている役割とその運営経過、ダム等事業審議委員会に対する各地方建設局の考え方および関わりかたについて、水源連として総括をすることになっています。

1997年7月20日現在の各審議委員会の状況を

一覧表にしたものを本号に添付します。

全体的な総括の正確さを期するため、審議委員会に関わられている諸団体に事務局から調査用紙と、事務局が入手している審議委員会ごとの資料を近いうちに送付する予定です。その節は、現地からの問題提起と、事務局で把握しきれていない重要な事実関係についてお知らせください。

## (3) 本年度総会と全国集会について

これまで水源連総会開催場所については、会員各位からの要望を基に事務局で決定してきました。あわせて、開催場所で開かれている運動の全国集会を総会とセットで開催してきました。

これまでの総会が、時間上の制約から、水源連としての課題をじっくり時間をかけて討議することがややもすると不十分であったことは事実です。今回は、その時間を4~6時間は確保したいと事務局は考えています。

一方、ダム等審議委員会の進行、あるいは答申が出された後での運動の展開等を見ると、全国集会を開催して当然のところがたくさんあります。しかし、どこも事態の展開が緊張状態にあり、今年の全国集会を企画し、準備できる状況にありません。

これらの状況から、本年度は総会と全国集会を切り離して設定することになりそうです。

総会は11月上旬に東京周辺で行う案が事務局では最有力です。

この件についても、皆さまからのご意見を期待致します。

# 各地の状況、及び、水源連事務局の活動

(添付資料も参照してください)

## 1 川辺川ダム関係

本体着工の直前工事として、九州地建は仮排水路トンネル工事に5月23日に着手しました。

これに先立ち、川辺川ダムに反対する仲間が、地元で反対の抗議行動を行うとともに、建設大臣宛てに「川辺川ダム仮排水路トンネル工事着工の中止を求める要請書」と「川辺川流域のクマタ

力保護のため川辺川ダム建設中止を求める要請書」を提出しました。水源連事務局からも、建設省への要請書提出に同行しました。

川辺川ダム建設による利水事業(灌漑排水事業)は不要とする行政訴訟の原告・補助参加人の合計が7月1日現在で2024人に達しています。この人数はこの事業の法的対象農民(4020名)の過半数を超えていました。この事業は対象農民の2/3以上の同意がなければ法的に成り立ちません。裁判所がまともな審理を行えば、灌漑排水事業決定が無効であるという判決がでることは間違いないありません。そうなれば、川辺川ダム建設計画が根拠としている大きな一角が崩れるわけで、川辺川ダム建設中止も見えてきます。

このことを意図的に無視し、農水省・建設省の説明のみを採用したのが同事業審議委員会答申であり、川辺川ダム仮排水路トンネル工事着工です。

川辺川ダム仮排水路トンネル工事着工は既成事実を重ねると同時に、上記裁判の徹底的な引き延ばしを図ることにより、「この事業は違法であるが、出来上がったものを壊すことは現実的でない」とする裁判の判決を事業者たちが期待していることは明らかです。

## 2 苫田ダム関係

6月21日、津山市内で建設省中国地建の参加を得て、シンポジウムが開催されました。中心テーマは治水で、嶋津暉之氏が建設省の吉井川治水計画の欺瞞性を明らかにし、国土問題研究会の霜田勤氏が治水計画は地域の実態に合わしたものでなければならないことを説明しました。水源連事務局からは遠藤が参加しました。

吉井川の治水計画において、基本高水流量(ダム等がない場合の150年に1回の洪水流量)が実績洪水流量の2.3倍にもなり、実際にはとてもありえない流量が設定されています。

建設省側から「計画降雨量を基にして貯留閥数

モデルを用いて基本高水流量を算出している」との説明がありました。私たちは建設省の算出方法には基本高水流量の決定に恣意的判断が入ること、その結果として実態をはるかに越えたいたわばありえない数値が基本高水流量として設定されたことを指摘しました。

嶋津暉之氏が実績流量から求めた150年に1度の洪水流量は建設省が設定した基本高水流量どころか、計画高水流量(河道を整備して流せる最大流量)を下回っています。私たちは、これを論拠に、吉井川治水計画で示されている計画高水流量の流下を保証する河道整備さえ行われれば、苫田ダムは吉井川の治水計画に全く必要がないことを強調しました。

シンポジウム参加者からは、「苫田ダムについて治水面で建設省とともに話し合えたのは初めてのことであり、もっと早くからやれていればよかったのに」、「治水に関してもやもやしていたことがすっきり分かった。素人の私でも建設省の算出方法には無理があると思う」、という感想が寄せられています。

## 3 足羽川ダム関係

足羽川ダム建設事業審議委員会は第10回会議を7月3日に開催し、市橋委員長が「治水・利水上、ダム建設は必要。ただし、事業者は水没世帯が極力少なくなるよう努力るべき。補償対策、地域振興でも特段の配慮が必要」を主旨とする私案を発表しました。これに対し、地元である美山町・池田町の委員が厳しく反対しました。この日の会議では結論を出さず、学識経験者側3人の委員が私案を再検討して8月5日の次回会議で改めて提示することになりました。

5月23日の会議で一部の委員から提案された、反対論を持つ専門家と建設省が同席でのシンポジウムの開催を否決したため、7月3日の会議は一定の方向を出すためのものとされました。

そのため、6月28日に美山町ダム反対期成同盟会は「足羽川ダム建設阻止決起集会」を美山町内で開催しました。決起集会は台風にもかかわらず、約150名が参加し、多くのマスコミの参加も得て、熱気あふれる集会となりました。同会と決起集会参加者一同による決意表明を発表しました。

足羽川ダム計画については、福井県議会でもその是非について論議されるようになってきました。

#### 4 徳山ダム関係

6月8日に大垣市内で徳山ダム建設中止を求める会が徳山ダムを考える市民学習会を開きました。

2月に開かれた建設省中部地建との対話集会では、同地建が次回集会への出席を約束したにもかかわらず、徳山ダム建設事業審議委員会が答申をだしてからは態度を変えて、「各地域で説明会を行うのでそれに出席して質問を出して欲しい」として出席を拒否しました。そのため、今回は対話集会ではなく、市民学習会となりました。市民との対話もできない中部地建はなんとも情けない官僚集団です。

水源連事務局からは鳴津・遠藤が参加しました。

鳴津氏は揖斐川の治水計画の問題点について、建設省の基本高水流量の決定方式には恣意的要素があることをデータを用いて明らかにするとともに、基本高水流量を求める際に用いた流量が信頼性が疑わしい昭和30年代の水位流量曲線で算出されていることを指摘しました。

昭和50年代の水位流量曲線から算出した流量を基に計算すれば、建設省の計算法式でも基本高水流量が相当に小さくなることを示しました。そして、昭和50年代の水位流量曲線から求めた洪水流量から直接、統計的に100年に1度の洪水流量を求めると $5300m^3/\text{秒}$ になり、この程

度の洪水流量ならば、堤防の嵩上げと河床の掘削の併用で対応できることを示しました。

徳山ダムが持つとされる洪水調節効果については、その効果があるのはきわめてまれなケースであることも示しました。

遠藤は大垣市の水道はその水源を地下水に依存していることから、地下水が水道水源として最適であること、大垣市が地下水を水源として使い続けるには節水の推進が必要なこと、一度河川水に水源を求めるに、近い将来地下水が水道水源として使われなくなる恐れのあること、等を述べました。

地元からは、村瀬惣一氏と近藤ゆり子氏が各自の調査結果を明らかにしました。村瀬氏は揖斐川の治水対策は堤防嵩上げと河床掘削で可能なことを述べました。近藤ゆり子氏は、徳山ダムに岐阜県が水利権を求めるることは岐阜県の水需要の実態から見て県の財政をいたずらに圧迫するだけであることを明らかにしました。

徳山ダム計画で廃村にされた徳山村を吸収した藤橋村では、ダム補償金をめぐった混乱が起き、マスコミを賑わせています。

最近の徳山ダム予定地周辺では、水没予定地より上に位置している森林の伐採が進行しています。残有林所有者に、ダムが出来てしまうと木を切り出した際に運ぶ道路がなくなってしまう、という危機感があるからです。中部地建は、治山・治水が一体であることを認識し、ダム建設以前の問題として、このような事態を未然に防ぐ措置を取るのが当然です。

#### 5 細川内ダム関係

徳島県知事から木頭村への度重なる「細川内ダム審議委員会委員」就任要請に対し、木頭村は審議委員会でダムの必要性について公正で公平な科学的審議がおこなわれる保証を県と建設省に求めてきました。その経過については、別添の新聞記事を参照していただきたいと思います。

水源連事務局としては、木頭村は審議委員会に参加するべきではないと考えます。今までの各地の審議委員会の動向を見ると、審議委員会は基本的に、建設省の意向に沿った答申を出すための隠れ蓑機関であり、よほどの条件が整わない限り、それが覆ることはありません。

建設省が本気で細川内ダムにこだわらないというのであれば、わざわざ細川内ダム建設事業審議委員会を発足させるまでもなく、建設省自ら細川内ダム建設設計画白紙撤回を明らかにするべきです。細川内ダム建設事業審議委員会にこだわりこれを発足させることは、問題の引き延ばしにすぎません。

## 6 第十堰関係

住民運動の広がりを受けて、地元自治体の間で計画見直しの気運が高まっています。第十堰の地元とは、徳島市、藍住町、上板町、石井町の1市3町です。その内、促進決議を出しているのは石井町だけで、上板町は移設反対(現位置での改築)を要望しています。藍住町は7月4日、町議会に「町第十堰改築事業調査特別委員会」を設置しました。この委員会では、現在の固定堰を残した場合と、可動堰に改築した場合の諸問題について調査研究をおこなうことにしています。

7月21日には、第十堰の可動堰化に反対している徳島県内の建築・設計業者有志約20名が、「吉野川の未来を考える建築設計者の会」を旗揚げしました。同会は、専門的立場から可動堰化の諸問題を検討し、「可動堰は不必要」と判断しています。地元の専門家集団がその調査結果に基づいて反対運動を起こすということは、私たちにとって、心強い限りです。

## 7 沙流川総合開発関係

「二風谷ダムのもつ公共性がこれによって失わ

れるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、事業認定をした」とし、土地収用法裁決の取り消しはしないが、それを違法とした二風谷ダム訴訟判決(3月27日)を受けて、4月14日にこれまで休会していた沙流川総合開発事業審議委員会が第8回会議を開きました。

それに先立ち、2月18日には北海道知事が工業用水の利水量を二風谷ダムで獲得している7800m<sup>3</sup>/日に変更すること、すなわち、平取ダムに新規水利権を要求しないことを北海道開発局長に伝えています。

これらの状況の変化を受けて第8回以降の会議では、東委員長らの一部の委員は開発事業の凍結・中止を求めましたが、地元の平取・門別両町の委員が事業の推進を強く求めたため、膠着状態になりました。

結局、7月7日の最終委員会で、「二風谷ダムについては運用を進め、平取ダムの検討は新河川法の場にゆだねる」との最終答申をまとめました。これは事実上、平取ダム建設推進を容認した内容とされています。

北海道の堀知事は、「時のアセスメント」の導入を7月15日に決めています。計画策定後、時を経た計画を見直す、というものですが、見直す主体は北海道庁です。地方自治体独自の公共事業見直し方式として注目に値する、とマスコミが注目しています。しかし、沙流川総合開発は国の事業のため、この見直し対象にされていません。

## 8 湯之谷村長選(8/3)に ダム建設反対派の 星武利さん出馬表明

湯之谷揚水発電計画は、奥只見にダムを建設して上池をつくると同時に下池を造って、昼は上池からの放流で発電をおこない、夜は、原子力発電の余剰電力を用いて下池に溜まった水を

奥只見にはイヌワシが棲息していますが、これまでに進行した自然破壊のため、イヌワシの繁殖が減少し、絶滅の道をたどっています。

湯之谷村はこれまで、ダム建設による莫大な固定資産税や補助金を目当てにして、土建業最優先の行政を進めてきました。村議会は全会一致でダム建設促進の決議を採択しています。

このような状況の中で星氏は、ダムによって貴重な自然が破壊されることと、いたずらな公共投資が未曾有の財政危機の原因であることを指摘し、湯之谷揚水発電計画を白紙撤回することを目的に、村長選に出馬する決意を固めました。

首長選挙や議会選挙に自らが名乗りをあげる

## ダム等審議委員会総括表

1997/7/20 現在

A 対象事業名	B 事業進捗度	C 事業者等の事前認識	D 反対運動等	E 審議委員会設置日	F 審議委員数	G 一般傍聴	H 議事録
沙流川総合開発	二風谷ダム完成 平取ダム未着工	二風谷ダム完成 平取ダムは水需要に問題あり	水没予定地域に反対運動あり	1995/8/18	10	不許可	
小川原湖総合開発	未着工	青森県が水需要を見直し	地方自治体としての見直し	1995/8/23	16	不許可	なし
渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)	未着工	第1貯水池のカビ臭問題を認識	地元、近隣の反対運動	1995/10/5	28	不許可	
宇奈月ダム建設	本体着工	排砂問題を認識	下流での反対運動	1995/9/8	10	原則許可	
矢作川河口堰建設	未着工	環境影響を認識?	地元、下流での反対運動	1995/12/13	10	その都度決定	
足羽川ダム建設	未着工	推進	水没予定地での反対運動	1995/9/6	12	原則不許可	なし
苦田ダム建設	付帯工事着工	推進以外なし	水没予定地での反対運動 鎮静周囲での反対運動	1995/8/29	12	不許可	
第十堰建設	未着工	推進	反対運動	1995/9/18	11	第3回より10名許可	
川辺川ダム建設	付帯工事着工	推進以外なし	水没予定地での反対運動 鎮静周囲での反対運動	1995/9/4	12	不許可	
成瀬ダム建設	新規計画	新規	なし	1996/4/25	14	不許可	
高梁川総合開発	新規計画	新規	なし	1996/5/23	14	不許可	
徳山ダム建設	付帯工事着工	水需要にやや問題あるも、推進以外なし	水没予定地での反対運動 鎮静周囲での反対運動	1995/12/13	22	第2回以降許可	

ことは大変なことではあります、地域を支配しているその独特的の状況を変えるためには、多いにの意義があることです。

川辺川ダム予定地の地元である相良村でも、ダム反対派の村会議員が誕生しています。

みんなで星さんを応援しようではありませんか。

この件の連絡先：

〒951 新潟市東堀通2-481

くらしの相談にいがた 気付

イヌワシネットワーク

高見 優

電話：025-228-2127

I 審議会回数	J 公聴会回数	K 専門委員会等の設置	L 住民および、反対論等の扱われ方	M 現在の状況	N 答申・意見の内容
10	1なし		公聴会で過半数を占めた反対論を無視	97.7.7に最終答申	「二風谷ダムについては運用を進め、平取ダムの検討は新河川法の場にゆだねる」
3	なし	なし		96.10.28に意見の提出	小河原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続、代替水源検討
6	1なし			96.12.24に中間答申	2~3年かけてⅠ期事業の検証と各種調査の必要あり。その結果が出た時点で再度検討
4?	1排砂調査専門委員会		公聴会で過半数を占めた、「審議中の工事中断」を無視	ダムの必要性についてはまったく触れることなく、排砂についてのみ検討	審議継続中
5	なし	なし	住民、漁協関係者からの意見聴取	97.3.26に「建設省の環境調査がまとまるまで休会」を決定	
10、その他、勉強会2回	1なし		公聴会で出された賛否両論について、審議委員会として2回、住民等からの詳細な意見聴取と質疑応答。	ダム建設を是とする主旨でだされた委員長の私案に厳しい反対論がで、再度の私案を待つ	審議継続中
3	なし	なし		96.6.10に答申	事業推進。建設の是非に溯ってまでの審議は必要なし。係争には触れず。
6	3河川工学専門学者6名から3の報告会				審議継続中
9	1専門家、マスコミ関係者等から意見聴取	五木村民から意見聴取		96.8.10に答申	事業推進。係争については農水省・建設省の説明を採用
3	なし	地質等調査専門委員会設定		96.8.8に答申	計画妥当
4	なし	なし		96.7.29に答申	計画妥当
13	2技術部会、環境部会			97.2.7に答申	事業推進

# 合い言葉は「細川内の次は足羽川！」

## 足羽川ダム建設事業審議委員会経過報告

### ●はじめに

足羽川は福井県の九頭竜川の支川で、福井県の大きな川の中で唯一ダムのない川です。

その足羽川の中流、福井県美山町に「足羽川ダム」の建設が計画されています。

しかし、足羽川ダム計画は1960年3月に発表された計画で、その目的も当初は発電目的であったものが、利水、治水と変わり、現在は利水、治水、発電を目的とした多目的ダムとなっています。まさに、「はじめにダム建設ありき」の計画です。

建設省はダム建設の理由として、福井市の上水道の確保、福井臨海工業地帯等の工業用水の確保、治水対策を挙げています。しかし、上水道、工業用水の需要は頭打ちの状況にあります。また、治水対策についても、治水計画が過剰であり、根拠があいまいです。むしろ、ダム湖の水質悪化、斜面崩壊、森林資源の壊滅等のデミリットが懸念されています。

このような、必要理由が全くないダムが、約220戸、900人の故郷を犠牲にして、総工費1500億円をかけて建設されようとしているのです。

### ●審議委員会の経過

足羽川ダムについても、1995年9月に「足羽川ダム建設事業審議委員会」(以下、審議委員会)が設置され、これまでに10回の審議委員会が開かれてきました。そして、7月末には最終的な答申案が示されようとしています。

これまでの審議委員会の経過は次のとおりです。

#### 1995年■

9月22日 第1回審議委員会

委員長に福井大学学長の神野博氏を選任。非公開議論。

#### 11月21日 第2回審議委員会

報道陣だけに公開。事務局の近畿地建からダム計画の概要説明。今後地元住民や専門家の意見を聞いていく。年内に現地調査を行う。委員会の結論をまとめる際に意見が分かれた場合、両論併記にすることを確認。

#### 12月15日 現地視察

#### 1996年■

#### 3月4日 第3回審議委員会

近畿地建が事業概要を説明。5月に「意見を聞く会」を開くことを決める。

#### 6月15日 意見を聞く会

19名が意見発表

#### 7月31日 第4回審議委員会

#### 10月28日 第5回審議委員会

賛成派住民5名から意見を再聴取。

#### 11月5日 第6回審議委員会

反対派住民5名から意見を再聴取。

#### 12月3日

近畿地建、審議委員会からの要請に基づき、住民からの意見、質問への回答書を発表。12月16日まで一般閲覧。

#### 12月18日 第7回審議委員会

近畿地建、回答書について説明。

#### 1997年■

#### 1月22日 第1回勉強会

講師 池淵周一氏(京都大学防災研究所教授)

池淵氏はダムの必要性を説明。

#### 2月17日 第2回勉強会

講師 鳴津暉之氏(水源開発問題全国連絡会事務局)

鳴津氏は、治水計画について、基本高水水量が過大で恣意的であること、利水計画について

は、人口の増加や工場の水利用などの見通しが過大であることを説明。

#### 4月30日 第3回勉強会

説明者 ダム事業者・水道事業者・工業用水道事業者ダム事業者(建設省)は、前回の勉強会で水源連が「基本高水流量は恣意的」と指摘したことに対し「恣意的に決めたのではない」と強調した。

#### 4月30日 第8回審議委員会

審議委員会では、神野委員長の死去にともなう、後任の委員長に市橋保氏(県経団連会長)を選任。市橋委員長は「次回あたりから各委員個々の意見を聞いて、取りまとめに入りたい」との考えを示した。また、委員の一人から「反対、賛成双方を交えた討論会を開いてほしい」との意見が出されたが、この意見に対する具体的な進展はなかった。

#### 5月23日 第9回審議委員会

市橋委員長ら自治体に関係しない学識経験者の3委員が7月上旬までに私案をまとめ、これを基にさらに議論して委員会としての最終的な見解をできるだけ早く示すことを決定。また、水没地を抱える地元委員から提案された「推進派、反対派の専門家を招いての討論会の開催」については、「どこまでいっても推進、反対は平行線」「問題点は出尽くしており結論を出す時期」といった意見がだされ討論会は開かないことにになった。

#### 7月3日 第10回審議委員会

委員会では3人の委員がまとめた私案が示され検討が行われた。

私案は「治水・利水を考えれば足羽川にダムは必要」とした上で、現行の計画では約220戸が水没することから、「水没世帯が極力少なくなるよう事業者は最善の努力をすべき」とし、具体的方法として「より上流での建設」、「上流に規模を縮小したダムを複数建設」、「河川改修も併せてダム規模の縮小」を検討するよう建設省に求めた。また、「水没世帯が生じる場合は十二分な補償対策を講じる」、「観光開発等の地域振興策を図る」こ

とも求めた。私案に対して、福井県、福井市の委員からは「現計画で推進すべき」との意見がだされた。美山町の委員からは「議会は反対決議をしている。賛成できない」、「委員会としてダムを白紙に戻し、治水や利水の取り組みを考える方法もあるのでは」との意見がだされた。池田町の委員からは「ダムを上流にとなれば、池田町になる。そのような案は持ち帰れない。再考すべき」との意見がだされた。議論は平行線をたどったことから、3人の委員で私案を再度検討することになった。

#### ●何のための審議委員会か

このように、審議委員会は「意見を聞く会」、「勉強会」を行ってきましたが、それを踏まえての議論を全くせずに、答申を出そうとしています。審議委員会は地域住民の意見を聞いてダム計画を見直す目的で設置されたはずです。そうであれば、足羽川ダム建設の内容を公表し、その是非を問うシンポジウムを開き、広く県民の意見を答申に反映させるべきです。私たちは幾度も、国、県、審議委員会にシンポジウムの開催を要求してきました。また、一部の審議委員からもシンポジウム開催の意見が出されましたが全く聞き入れられませんでした。まさに、建設省の計画を追認するための審議委員会であり、ダム建設を正当化するための審議委員会だったのです。

#### ●足羽川清流の里共有地トラスト

私たちは、足羽川ダムの問題点を一人でも多くの人に知ってもらおうと、「足羽川にダムはいらない展」の開催、ブックレット「足羽川にダムはいらない」の発行を行ってきました。さらに、今年の5月から「足羽川清流の里共有地トラスト」に取り組んでいます。

共有地トラストは、ある土地を複数の人が共有登記する事によって、土地の売買を困難にする運動です。美山町では過去3回共有地運動が

あり、実面積約10万平方メートルの共有地が設定されています。しかし、建設省はこれまでの共有地運動を無視して強引にダム計画を進めようとしています、さらに審議委員会も最終局面を迎えることから、これまでの実効力を主にした共有地運動ではなく、足羽川ダム反対の応援団つくりを主目的にした、新たな共有地トラストをおこなうことになりました。全国の皆さん、共有地トラストに参加して下さい。そして、細川内ダムに続いて足羽川ダムを白紙撤回

させましょう。合い言葉は「細川内の次は足羽川！」です。

### 連絡先

福井市花月3-8-1 光寿寺内(〒910)

足羽川の清流を愛する会事務局

TEL & FAX 0776-23-6074

ホームページ <http://www.mitene.or.jp/~asuwa/>

E-mail [asuwa@mitene.or.jp](mailto:asuwa@mitene.or.jp)

[nose@mitene.or.jp](mailto:nose@mitene.or.jp)

## 足羽川ダム

# 小冊子で反対訴え

### 清流を愛する会 作製

## 水没の歴史遺産も掲載

# 足羽川ダム 建設阻止へトラスト

### 「愛する会」

## 用地所有権共有へ

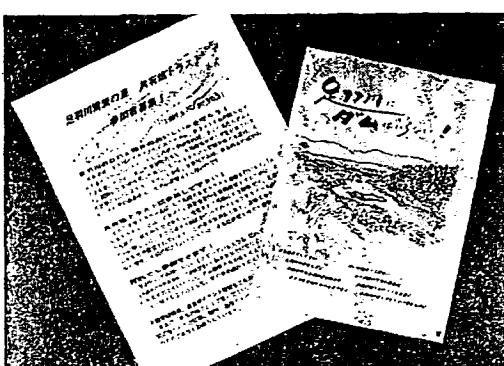
足羽郡美山町の足羽川で建設省が計画している足羽川ダムの建設を阻止しよう、市民団体「足羽川の清流を愛する会」(代表・池内謙さん、約百五十人) 収を阻止しながら、ダム問題

足羽川の清流を愛する会  
(池内謙代表、会員百五十人)  
人はこのほど足羽川ダム建設計画に反対する立場から同ダムの不適性などを訴える小冊子「足羽川にダムはいらない!」を作製した。

同会ではこれまで足羽川ダム問題に関する展示会やシンポジウムを開催。今春からは美山町内の水没予定

地の一部を共有するトラスト運動を開催している。小冊子は昨年八月にダム建設反対の他の市民団体などと福井市内で共催した「足羽川にダムはいらない!」展で掲げたパネルを中心

に整理し作製した。美山町の二百二十戸が水没予定のダム計画の概要を紹介。治水、利水の面からダムが必要なことや建設費用にはカンパ金として三百円を負担してほしいとしている。またトラスト運動への参加も募っている。申込み、問い合わせは、〒910 福井市花月三ノ八



冊子「足羽川にダムはいらない!」  
(右)とトラスト運動への参加を呼びかけるパンフ

イベントを企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。内藤さんによると、足羽川ダム建設

イベント企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。

イベント企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。

イベント企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。

イベント企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。

イベント企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。

イベント企画してきた。九六年八月には「足羽川にダムはいらない!」展を開催する。同会は二十九年四月に開催した。足羽川に親しむため、家族連れで河原でバーベキューを楽しむなどの定地周辺では巡回を図る。



## 中立私案に賛否対立

## 足羽川ダム審結論持ち越し

足羽川ダム建設計画の是非を検討して、この間建設事業審議委員会（市町保有資本長、十一人）の第十回委員会が三日、福井市内のホテルで開かれた。中立的立場の三人の委員による私案が示され検討が行われたが、推進と反対の意見が激しく対立、結局三人の委員が私案は「治水や利水を著しく検討する」として、結論は持てなかった。委員会はダム建設に關係する行政や議員の代表者を中心として構成して、るだけに審議の色分けが濃く、審議委員会としての検討の困難さがあらためて浮き彫りとなつた。

えれば足羽川にダムは必要とした上で、現行の計画では約一百二十戸が水没を強いられ、水没世帯の生息は甚大だとして「水没世帯が極力少なくなる」という事業者は最善の努力をすべき」と強調。具体的な方法として、より上流での建設・上流に堤防を設けることなどが提唱され、建設地點を決めたものの、などについては「建設費があるいは角度から検討して建設地點を決めたもので、たまたま、上流でのダム建設が意見が出され、「建設に伴う補償や地域振興なども、つともっと強調してもいい」といった意向も示されています。

るわけにはいかない。西論  
併記の方向で取り組んでほ  
しい」「大詰めとなれば擴  
成、反対となる」両論併記  
すべきだが、委員会として  
はダメだったん田紙に戻  
して、治水や利水への取り  
組みを看ねる方法もあるの  
ではなないした。同じく  
池田町関係の委員は「中途  
にせし」となれりした。  
意見交換は平行線をたど  
り、市議会議員は三人で  
た再検討するとして、總  
を次回委員会に持て越す  
た。また、委員会では「計  
論を出す時期にあつては、  
次回委員会ではせむよ」とい  
る方向でや断りした」「」  
の要請も出された。次回開

（この後話題で、田代がいよいよ後話を始めます）

犠牲をいかに  
少なくするか

うのままで取扱ひたと  
た。

白紙撤回まで

「危険甚だ何ぞ」といふ。委員会とし  
てはいよいよ誰を出すべ

また「やむを得ず水没世帯が生じる場合は、事業者との委託者が納得いく代替地の提供など」十二分な補償策を講ずるべき」「美山・池田両町や周辺の広域観光開発を強力に実施し、地域振興を図るべき」とした。私案に対して推進側の眞や福井市賀保の委員会がいわゆ

足元三々  
市橋保委會  
了後に記者  
設によりて  
かに少ない  
のボイント  
を強調した  
現行の計

市議會實錄

初めて率直に連続の  
りが行われるのを基に私等  
したが、  
るべきと述べた。部体的なことは大  
な表現にならぬかもしだす。

「西論併記せられた」として、茶を再検討する  
「西論併記せられたり」の意味を理解する。  
「西論併記せられたり」の意味を理解する。

「これ」と「それ」との間に論的論述を述べる。論述の構成は、(1)問題提起、(2)主張、(3)論證、(4)結論である。

美山反対  
引川ダム審議委員会  
通過について

大同盟  
議会の  
美山町  
の小田  
一事務  
じ「委  
謫が出  
水が、一  
百五  
年建  
した  
めに  
岸工事  
踏鞴  
つば  
に変わ  
る紙撤

地元のことを度外視  
対応だ」と述べた。  
設計画については「建設費  
起家の確率を建設者は  
十年に一回としている  
反対の専門家は四五  
年に一回いっている。護  
事が進んでいくのも  
え、一いつした坦実をし  
つておこなう。最終的

「治水や利水の面からダムはせひ必要」「大洪水に対して後世の人から非難されないよう、ダム建設を進

多くだか  
る頃には「  
強つたへや  
とやつた」

卷之三

委員会と  
しては「お  
とね、建設  
いきたい」

「お母さん、この回の収穫がいい感じで進んでるみたいだね。」

に置  
められ  
たので  
の置題  
進んで

中流にタムラ  
木村に友人トモ  
だひでなく  
未だたひでなく

「水没  
開発が  
何をもたらすか」

建設省に於て、田嶽徹  
がの新設改修行動を続  
けた。

麥更<sup>カナダ</sup>の「あた」から考  
え直さなくてはならぬ。こ  
れも問題が多いのです。  
との意見が出でます。

半端な内容で空手を学んで居た。海水や利水の必要性を理解しているが、ダムを

10

# 川辺川の活動報告

(97年4月～7月)

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

## ●相良村村議選挙で

ダム反対・見直しの新人2名当選

川辺川ダム建設予定地の相良村では、4月20日の村議会議員選挙で、ダム反対・見直しの新人2名が当選し、最もダム建設促進の立場をとっていた現職が落選するという最高の結果に終わりました。

## ●「守ろう川辺川、リバーミーティング97 with 野田知佑」250名、120艇参加

4月27日、川辺川ダム建設予定地の相良村から人吉市の間で行われたカヌーデモには、全国各地から250人、120艇が参加し、「ムダなダム建設反対!」「川辺川の清流を守れ!」「クマタカの住む貴重な自然を守れ!」とシュプレヒコールを行いました。カヌーイングの野田知佑さんも参加し、参加者は口々に川辺川の清流をたたえ、この貴重な自然を未来に手渡す決意を新たにしていました。

## ●利水裁判第3回公判、

新たに618農家が補助参加(計1805名に)

5月21日の川辺川利水裁判の第3回公判では、新たに618人の農家が補助参加に加わり、川辺川ダム建設による利水事業は不要として裁判所に訴えた対象農民は、原告と補助参加を合計して1805人(45%)に達し、同事業は実質的に実施不能の状態に追い込まれています。土地改良法によると、全対象農家の3分の2以上の同意がなければ利水事業は進められないからです。

## ●熊本県庁と川辺川工事事務所に

仮排水路着工中止申し入れ

建設省は川辺川ダム本体着工の前提となる仮排水路トンネル工事に5月23日に取りかかると、5月20日に報道されたので、5月22日午前中に熊本県庁に県知事宛ての要請書を提出しました。要請の趣旨は、「川辺川流域のクマタカ保護のために仮排水路トンネル工事着工を中止せよ」です。マスコミの関心は高く、全てのTV局と新聞社が取材し、大きく報道されました。22日午後は、建設省川辺川工事事務所に仮排水路工事中止を求める要請書を提出しました。

また、建設大臣あての要請書は在京の会員と水源連のご協力で、直接建設省に届けていただきました。

## ●バイパス工事安全祈願祭に抗議

(相良村・ダムサイト予定地にて)

建設省は5月23日にダム本体着工の前提となる仮排水路トンネル工事の安全祈願祭を行いました。これまで代替地の着工式などは、元巨人軍の定岡投手やダークダックス等をゲストに大々的に行われていたのが、今回は「着工式」ではなく、わずか10名程度の「祈願祭」だったことは、建設省もおおっぴらに工事を進められなくなった事の証しとも言えましょう。

平日にも関わらず、多数の市民が抗議に駆け付けました。たくさんの報道陣が取材し、多くのマスコミが諫早湾と同様、事業強行への疑問をコメントしていました。日本テレビ系列では、全国ネットのニュースでも詳しく放映され

ました。

## ●民主党熊本、第2回定期大会で

### 川辺川ダム見直しに言及

5月24日、民主党熊本の第2回定期大会が開かれ、田中昭一代表(前社民党代議士)は川辺川ダムについて、工事見直しを含めて取り組む姿勢を明らかにしました。会員の原豊典さんも来賓として出席。「熊本の財産を守るために、ダム建設を止めさせる活動を開始していただきたい」と要望しました。田中代表は、党本部にも要請して現地調査をする考えを明らかにしました。7月23日より民主党の国会議員による現地調査が行われます。

## ●シンポジウム「巨大なムダ川辺川ダムは誰のために」開催(熊本市)

5月25日、熊本市の大江市民センターでシンポジウムを開催しました。(150名参加)村ぐるみで真名子ダム建設に反対している福岡県星野村の松永雅男村長の講演は、非常に軽快なテンポで村のダム反対運動の歴史を紹介していただきました。日本で唯一、建設省にダム建設のつける隙を与えていない村と呼ばれているとのこと。「ダムはとにかく駄目！」の一点張りで、住民が一丸となって意思表示を続けた成果であると感じました。また、川辺川利水裁判の梅山究(うめやまふかし)原告団長は「負ける理由がない」この行政訴訟の本質を、民主主義の観点から明確に述べられました。

## ●矢上代議士が「川辺川ダム事業計画の見直し」を建設省に要請

6月9日、地元(熊本5区)選出の衆議院議員・矢上雅義氏は建設省に「川辺川ダム事業計画の見直し」を求める要望書を提出しました。熊本県庁での記者会見の後、建設省川辺川工事事務所へ出向き、今後の対話を含めて要望しました。

地元選出の唯一の代議士が、縮小であれダム

見直しを表明した事は、世論の流れが確実にダム見直しに動いている事実の証しであるとも言えます。

## ●川辺川利水裁判、原告と補助参加で2000人突破！

川辺川利水訴訟の原告や支援者でつくる「川辺川の会」は7月1日、記者会見を行い、原告と補助参加が合わせて2024人となり、農水省が提出した事業への参加資格者約4000人の半数を突破したことを明らかにしました。

## ■「清流川辺川・現地調査」のご案内

(8月30日～31日)

川辺川ダムを取水源とする「国営川辺川土地改良事業」は、違法な同意書集めなどの非民主的な手段と、農業情勢を無視した事業施行の手続きが行われたため、今その対象農家の過半数2000名以上が、ダムの水は必要ない、事業にも参加しないと農水大臣を相手に裁判を起こしています。川辺川利水裁判勝利のために、川辺川現地調査を計画しました。

8月30日(土)正午～2時まで人吉城内広場で受付  
現地調査(ダムサイト予定地、五木村、高原台地茶畠ほか)

8月31日(日) 午前9時30分より

パネルディスカッション

「国の大規模公共事業と地域社会」

場所：JA球磨人吉支所

(人吉市西間町・人吉警察署横)

パネラー：

福岡賢正(毎日新聞記者)

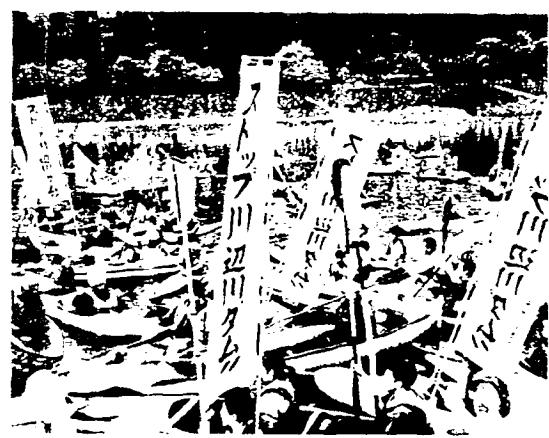
梅山 究(川辺川訴訟原告団長)

板井 優(川辺川訴訟弁護団長)ほか

(文責・緒方紀郎)



バイパス着工への抗議（1997年5月23日）



カヌーデモ（1997年4月27日）

日刊人吉新聞 1997年6月9日

## 矢上代議士が「見直し」要望書を提出

### 川辺川ダム

#### きょう川辺川 事務所に 防災、環境など6項目

矢上雅義代議士は九日、建設省川辺川工事事務所の金尾健四所長に対し、「川辺川ダム事業計画の見直し」を求める要望書を提出した。同代議士が要望書を文書で提出するのは今回が初めて。

川辺川ダム建設では、先月二十三日に本体工事の前提となる河道変更の仮排水路トンネル工事（バイパス工事）が着工し、計画発表から三十一年ぶりに本体着工へ動き出している。矢上代議士は、「国會議員となる前から川辺川ダム建設については、様々な観点から説得し、多くの意見を聞いてきた。長い年月を

経た今日でも、そのままの計画で行くべき」「もう大規模ダムは必要ない」という意見が対立している。川辺川ダム事業計画の見直しを求める要望書を提出した。同代議士が要望書を文書で提出するのは今回が初めて。

川辺川ダム建設では、先月二十三日に本体工事の前提となる河道変更の仮排水路トンネル工事（バイパス工事）が着工し、計画発表から三十一年ぶりに本体着工へ動き出している。矢上代議士は、「国會議員となる前から川辺川ダム建設については、様々な観点から説得し、多くの意見を聞いてきた。長い年月を

経た今日でも、そのままの計画で行くべき」「もう大規模ダムは必要ない」という意見が対立している。川辺川ダム事業計画の見直しを求める要望書を提出した。同代議士が要望書を文書で提出するのは今回が初めて。

川辺川ダム建設では、先月二十三日に本体工事の前提となる河道変更の仮排水路トンネル工事（バイパス工事）が着工し、計画発表から三十一年ぶりに本体着工へ動き出している。矢上代議士は、「国議員となる前から川辺川ダム建設については、様々な観点から説得し、多くの意見を聞いてきた。長い年月を

経た今日でも、そのままの計画で行くべき」「もう大規模ダムは必要ない」という意見が対立している。川辺川ダム事業計画の見直しを求める要望書を提出した。同代議士が要望書を文書で提出するのは今回が初めて。

川辺川ダム建設では、先月二十三日に本体工事の前提となる河道変更の仮排水路トンネル工事（バイパス工事）が着工し、計画発表から三十一年ぶりに本体着工へ動き出している。矢上代議士は、「国議員となる前から川辺川ダム建設については、様々な観点から説得し、多くの意見を聞いてきた。長い年月を

最大限に活用した観光政策の確立に努める」ことを訴えていた。矢上代議士は、「中長期的に見た場合、球磨人吉地域の産業振興及び自然環境も取り返しのつかないほど大きいものとなるため、川辺川ダム事業計画の見直しを行い、事業規模の縮小を行なうことが、川辺川や球磨川流域に住む住民にとって最善の利益をもたらすものであると確信した」と話し、来月九日までにこのことについて協議の場を開けるが、設けないかにつけ文書での回答を求めていいる。

矢上代議士は、「中長期的に見た場合、球磨人吉地域の産業振興及び自然環境も取り返しのつかないほど大きいものとなるため、川辺川ダム事業計画の見直しを行い、事業規模の縮小を行なうことが、川辺川や球磨川流域に住む住民にとって最善の利益をもたらすものであると確信した」と話し、来月九日までにこのことについて協議の場を開けるが、設けないかにつけ文書での回答を求めていっている。

川辺川利水を考える会（古川十市会議）は一日相良村で計画されている、「国営農地開拓整理事業構想・高原地区」について、内容に分からぬ点がある」として、農水大臣へ対し質問状を郵送した。

この質問状は、同会が月、九州監政局と渠へ提出したものと同じもの。先づ二十五日付けで回答(建設があつたが、「質問にほ遠い内容」として、大臣直接質問状を送ることになつたらしい。

この事業は、西田川辺利水事業の開拓事業で、基幹水路から末端の農地まで水を引くために、高原台地の畠地帯と柳瀬地区の水田地帯を整備するもの。採択上と云ふ、地元受益者の意

開いたが、回答では「説明やパンフレットに分からない点がある」として先月十二日、農政局と県に質問状を提出していた。

質問状は、「利水事業の変更計画に不同意、異議を申し立てる人のへの対応」との回答で、内容は答へる。三条資格定まって、現時点

農政局と県から事業対象地域、者、施工時期などないため具体的でできる段階でなきる範囲で地元場で説明したいか文書で届いてい

る質問への回答にならなかった。内容を検討した結果、上部と検討していくが、判断し、大臣に直接送ることにした。事業の質問に対する回答を期待したい」と述べた。

農水大臣に質問状送付

向を聞きながら構想を固め  
ている段階。

は「裁判の司法判断と  
関係に進めていかのか」

五  
八

川辺川利水訴訟の原告や被告者でつくる「川辺川の会」は一日、記者会見を開き、原告と補助参加が合図され、農水省が提出した三条資格者（事業への参加資格者）を二十人以上と見て取った。

数四千二十人の半数  
したことを見明らかにして  
同訴訟では、関係団體  
八百六十六人が原告  
り、慶水大臣を相手取り  
議案却決定取り消しを  
て争っている。

昨年十二月の第一回公開審議は、開催場所に裁判所へへの補助参加を呼びかけたところ、二月の第二回公開審議までに三百二十一人が集まり、五月の第三回公開審議までに新たに六百十九人

人を熊本地震に追加でいた。  
その後、一日まで  
村や錦町を中心二三  
人の補助参加があり  
と総補助参加数合わせ  
千二十四人となつた。

る。原告側では、さらに補助  
参加を算り、九月に開かね  
る第四回口頭弁論の際、  
本地裁へ追加提出すること  
にしてくる。

— XX 10 38

川辺川訴訟水利一資格者の半分がNO

**原告と  
参加助  
で  
2000  
人突破**

原吉田長の梅山究さんは  
「この結果からも、参加意

わったが、川の自然を壊さない河  
転換という課題は残されたままだ

リート水路化されてもひとへの不安が聞かれる。公共工事が官庁の一存で決まる仕組みこそ、問題の根源があるのでないか。一つの河川法改正案をめぐる攻防はひとまず終

## 藍住町議会

**第十堰賛否協議へ特別委****住民の疑問など調査研究**

板野郡藍住町議会（川上邦男議長、二十一人）は四日、建設省が進めていた吉野川第十堰（せき）改築計画に対する議会の立場を協議する「町第十堰改築事業調査特別委員会」を開いた。既に板野郡六町と鳴門市、名西郡石井町の各議会で促進決議を可決しているが、藍住町議会はまだ賛否を明確にしていない。特別委で作成した報告書は、知事や建設省徳島工事事務所などに送る。

喜田敏夫議員が賛成議員五人と連名で提案、賛成多数で可決した。喜田議員の提案説明に続き、全員協議会で委員八人（三間敏男委員長、喜田敏夫副委員長）を選んだ。

同時に委員会を開き、現在の固定堰を残した場合と、可動堰に改築した場合の△

農地の湿润化など治水、利水問題△水質汚染、人間の生命や財産、自然環境、動植物に及ぼす影響△建設費や維持管理費の総額、負担者など住民の不安と疑問について調査研究し、報告書にまとめる。

委員会は必要のあるとき、建設省などの関係者や板町の第十堰北岸で旗揚げている。

喜田敏夫議員が賛成議員学識経験者の呼び、記録（議会閉会後も調査が終わる書類などの提出も要求。今まで委員会を存続する。

喜田副委員長は「堰改築が町民にとって本当に利益になるのかどうか、徹底的に調査する。賛成にする反対にしつつ民意を反映させた結果であるべきで、町民を説得できる材料を作る」と話している。

**第十堰の可動化反対****建築・設計業者が会結成**

きょう旗揚げ

**河川法改正****「川支配」の発想抜けず**

岡村 健（企画報道室）

河川法が先の国会で改正された。

きっかけは、建設相の諮問機関である河川審議会が一九九五年三月に答申した「今後の河川環境のあり方について」だ。答申は「人間の諸活動を持続可能とするような健全な循環系の確保を目指すべき」だとして、従来のダムと堤防に頼る治水、利水のやり方を変えるよう求めていた。

しかし、実際に建設省が中心になって作成した改正案はどうだったか。目新しいところといえば、法の目的に「環境」を加え、計画づくりの段階での公聴会開催などを盛り込む程度に過ぎなかつた。抜本的な発想転換はそこにはつかがえない。

先の国会では、成立した政府案とは別に、もう一つの河川法改正案も提出されていた。長良川河口堰（せき）反対派などの市民運動家らが後押しし、民主党によって議員提出されたものだ。こちらには、川の管理を流域自治体や住民の委員会に移すといった「住民参加」への画期的な改革が盛り込まれていた。が、議席の数はいかんともしがたく、あっさり否決されてしまった。

昨年、米国開拓局前総裁や世界のジャーナリスト、学者らが長良川に集まって「国際ダムサミット」が開かれた。ダム建設をやめた米国、ライン川の再自然化に取り組むドイツ――近代技術で川を支配しようという従来の誤りを分析し、そこから脱出する道を各国が歩み始めていることが報告された。





## 細川内ダム審議委問題

# 木頭村長が県に再要望

## 「工事事務所完全撤退を」

細川内ダムの事業審議委員会設置問題で、藤田恵一那賀郡木頭村長は十一日、審議委入りへの八条件の回答に対する「再要望・再確認」を提出した。

「何年後に完了する」との約束を求めたほか、建設省の同ダム工事事務所(阿南市)と県の生活相談準備所(木頭村)は看板掛け撤去など、新たな課題も投げかけている。これに対し、

知事は「早急に検討する」と話した。

この日、午後五時前に木頭村の富田光夫参事が県庁を訪問。里見光一郎秘書課長に文書を渡した。

文書はまず「知事回答は

大枠では誠意のある回答と評価している。しかし、議会などで審議した結果、ダム問題の経過を踏まえて考えると、より具体的な回答をもらわないと住民の理解を得られないとの判断に至った」と説明。条件八項目のうち、審議委の運営に関する「項目を除く六項目、九点で再回答を求める内容を確認する」という(別表参照)。

1つ目では、知事が一日の県議会代表質問で「村

の詳細を必要とした。

十億円の使途では、具体的

申入れがあれば検討す

る」と前向きな姿勢を表明

している。2、3(2)、

4も知事回答の確認を求

るもの。しかし、同ダム工

事務所は完全撤退を要

望。建設省幹部は、同事務

所に替えて那賀川の治水、

利水、環境を総合的に調べ

る組織を検討する考えを示

しており、村がそうした組

織をどう判断するか。

建設省が一九七二(昭和

四十七)年度から同ダム開

工式を実施して執行した約五

年間で、河川環境学者の参加

申入れがあれば検討す

る」と前向きな姿勢を表明

している。2、3(2)、

4も知事回答の確認を求

められれば、検討す

る」と前向きな姿勢を表明

している。2、3(2)、

4も知事回答の確認を求

## 細川内ダム工事事務所が廃止

# ダムでの治水・利水は白紙に もどる

木頭村長 藤田 恵

### 建設大臣から撤退宣言

洪水実績より極めて過大な見積もりになつてゐる、(2)下流の工業用水はこの10年間で約1・1倍しか増えていない。

6月10日龜井建設大臣は「細川内ダム工事事務所を廃止する」と発表し、

さらに「那賀川の利水・治水をダムでやろうとしたことは、白紙にもどす。

村長が「待った」と言つてゐる以上、専尊重しなくては」と述べ、「事実上の細川内ダムからの撤退か」との記者の質問に、ズバリ「そうだね」と答えるなど、文字どおり細川内ダム計画の撤退を宣言しました。

この龜井大臣の決断のきっかけは、木頭村がダム審議委員会入りの条件の一つとしている「細川内ダム工事事務所の撤退」に応じたのは事実です。

しかし、大臣が決断した下地は以前からちやんと出来あがつていていたと見るべきでしよう。その下地とは、(1)村民のほとんどが反対し、全国的な支援

で木頭村は全国でただ1カ所自治体として約30年間も反対し、細川内ダム計画の基本計画(いわゆる問題の閣議決定されるというものの)もない。(2)日本のダム造りの大先輩であるアメリカでは、グラインズキャニオンダムとエールワールダムを取り壊すように、ダムの時代は終わりという世界的な潮流と国内世論の高まり、(3)建設目的が不正確(国会の答弁などによると、①洪水調節流量の根拠があいまいで、過去の後知事・地域の自治体の方と、他に代

替的な方法があるのかないのか詰めていき、総合的に検討していかなければならぬと考えている」と、衆議院で3月4日に答弁されています。

### 撤退は当然

また、3月7日の衆議院建設委員会でも衆議院委員及川一夫氏の「水没予定地区とされた約30戸の1200人ほどのは、家の新築もできず、生活設備も立たず、約25年間も苦しんでおられる。ムリでムダな公共工事は中止すべきだ。コレは時代の流れだ」との質問に、龜井建設相が「及川議員から強い意見があったので、牛のよだれのようにするするやることなく(早く)結論を出したい」などと中止を示唆する答弁を繰り返されており、今回の「白紙にもどす」という撤退は当然と言えは当然ですが、建設省始まつて以来のリーダーシップを發揮された龜井建設大臣にごろから敬意を表したこと存じます。

これからは完全な細川内ダム計画中止へ向けて、村議会はじめ全国的な指導を頂きながら頑張つてしまりますので、村民の皆様のいつそうの支援をお願い申しあげます。

洪水実績より極めて過大な見積もりになつてゐる、(2)下流の工業用水はこの10年間で約1・1倍しか増えていない。

農業用水はどれだけ使われているか調査をしていないなど)(4)国民一人当たり約1000万円もの借金をかかえ(衆議院議員石井松義著「日本破産」など同議員の調査による)国家財政が破綻し、ムダなダムの公共事業に回す金がなく、今年度の細川内ダム計画の予算も工事費から調査費への異例の格下げとなつていた。

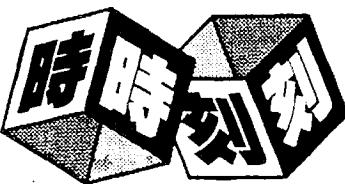
### 代替的な方法も含め検討

さらに、先の国会でも龜井建設大臣が「私はダムの予定地で生まれた。子供の時から大変な反対運動が行われるなかで育つた。湖底に沈んでいくことへの精神的な面、生活面での大変な不安を持つことに私自身が体験をしている。できればそういう犠牲を伴わずに治水・利水目的を達成することがいと当然思つていて。治水・利水で状況が変わつたという話しがあった。今後知事・地域の自治体の方と、他に代



結んだ「一億円の支払い」  
契約が騒動の引き金になっ  
た。水余りが拘束されて  
も、巨大ダムの建設へひた  
走り、巨額の公金をつき込  
み続ける建設省、水資源開  
発公団と、それに浸った村  
の体質が背景にあるのは確  
かなようだ。

完成すれば国内最大の時  
水量になる徳山ダムの建設工  
程は、岐阜県揖斐郡藤橋村で  
が大きく揺れている。村議會が、島中敏朗村長(大久保)  
不信任決議案を可決し、同  
じ日に自主解散した。不信  
任決議は効力を失へ、出直  
しの村議會が二十二日召集さ  
れられる。ダム建設に伴う  
寺の移転補償にからみ、村  
長が大坂市内の会社社長と  
長が大坂市内の会社社長と



A map titled "徳山ダム建設予定地" (Proposed Construction Site for Teshima Dam) showing the location of the dam in Gifu Prefecture. The map includes labels for "藤橋村" (Fujibashi Village), "揖斐川" (Ibi River), "岐阜" (Gifu), "名古屋" (Nagoya), and "愛知県" (Aichi Prefecture). It also shows parts of "福井県" (Fukui Prefecture) and "滋賀県" (Shiga Prefecture) to the west. A north arrow is present in the top right corner.

# 村の金銭感覚 狂わせたダム

# 議会自主解散の岐阜・藤橋村

●議会でやじ  
不信任案が通った六  
十七日、人口約四百五十  
山間の村は異様な騒動  
包まれた。

定例市議会は、阪の社長と結んだ。取り上げ、村にた。村議の「口約契約したのが、傍聴席からほ  
社長の三人が、「辞めたらしい」  
はした。役場面会

「、村長が大記されている。ほかに手書きで、反村長派の島崎武三が契約書を封印して、村議(まちぎ)の発言を制止したのでのためだ。」  
「、当の余社文書を同村議に書かせる趣旨として、「村長が社長に一應田をまわす」と記述され、とやじを飛んでいた。議場で島中村長は、「手書きの部分は偽造だ」と繰り返した。真相は分からず、

## 移転補償絡み「報酬を」 会社社長が介入

（つづき）  
契約書が交わされた差端は、ダムの補償金を受けて取つて移転した寺が、一億円を追加要求し五千万円を受け取つて、返還訴訟が起されたことによる。

会社社長は「村議を六時間説得し、この問題から手を引く」との意書きを書かせた。だが、村長は報酬の支払いを拒んだ」と話す。社長は「あんな村長を置いておくなら村議も辞めろ」と金村議六人に電話し、村長のリコールも要求する。

●要求次々に  
藤橋村ののどかな風景  
は、流れ込んだ巨額のダメージ  
マネーによって一変した。  
総事業費七億円の藤橋城が  
そびえ、川に六億二千万円  
の西洋風の橋がかかる。

## 村長の契約書が発端

寺のあつた杉原地区は水没しない。それにもかかわらず住民が「水没地並み賃償」を強硬に要求した。公団だが、村に総額二千八億円の負担金を支払し、補償が実現した。

(一) 田中・島田一郎

村は、寺があった一帯を観光開発し、ナリネタにくり木看板の藤橋城や西洋風の館を整備した＝岐阜県揖斐郡藤橋村で

# 知事、指導力確保へ決断

住民本位で審査を

道民の森  
「時代のアセスメント」の  
対象事業公表に踏  
み切ったのは、道庁不正で失った道民の信頼を回復し、改革路

道民会議は十四日、道幹部  
に「公表すれば（現在、審  
議中の）第三次道改良総合  
計画の審議に影響する」と

先の道議会で事業公表を

阻んだ最大野党の自民党・

道幹部が十五日、堀知事

の入り口をささない。正念

らに「今日、公表できなけ  
れば自民として制度廃止を  
要望する」と伝え、最終的

に与党と背中を押される形

で自民党の反対を押し切つ  
た。堀知事にしてみれば、

二年後の再選戦略も視野に  
入れ、政治姿勢を明確にす  
る必要に迫られた格好だ。

ただ、公表は「アセス」

の地元意識は、これまで

は、どれも推進、反対両派

の対立でござる状態となっ  
てしまふだけ。再評価作業

の地元意見調整は、これま  
で以上に難航が必至だ。さ

らに、最終的に廃止という  
結論を出した場合、地元が

簡単に同意する情勢にもな  
り。入り口をささない。正念

つてきただのこれまでの対

応を考えれば、先行きを確  
めて不透明だ。

道は、一月の制度発表以  
来、対象事業の選定過程

にせず、結果的に水面下の

調整に明け暮れた。情報公  
表すべき対象事業が地元や道議会野党の反対でずれ込み、

制度そのものが途中分解し、知事の指

導力が問われる局面で、さらさらの決断だったといえる。

【土幌高原道路】1969年に道が事業認可したが、ナキウサギが生息する貴重な自然が壊れると自然保護団体が反対。横路孝弘・前知事が94年、代替のトンネル案を出したが、総延長21.6kmのうち2.6kmを残して事实上工事が中断している。

【苫東第一工業用水道事業】苫小牧東部工業基地への工

業用水供給を目的に76年に事業着手。苫東への工場進出が進まず、計画給水量が下方修正されたため当初予定の平取ダムからの取水を中止した。

【松倉ダム】函館市の飲料水確保などを目的に93年、実施調査に着手。松倉川上流に高さ80m、長さ330mのダムを建設する計画だが、地元の環境保護団体などの反対で本年度は調査を中止した。

【白老ダム】白老・室蘭地区の飲用水と工業用水確保を

目的に76年に実施調査に着手。白老川に高さ67.7m、長

さ545mのダムを建設する計画だが、人口が伸びず工場

進出も進まないため、本年度から調査を中止している。

【トマムダム】占冠村の水道用水確保を目的に92年に実

施調査に着手。同村の鶴川に高さ14.9m、長さ350mの

ダムを造る計画だったが、同村のアルファ・リゾート・

トマム計画で見込んだ人口が増えまず、本年度から調査

を中止している。

【「道民の森」民活事業】当別町の「道民の森」に民間

企業がスキー場やゴルフ場を計画。下流に札幌市や石狩

市、当別町に飲用水を提供する当別ダム建設計画があり、

市民団体が農薬などの悪影響を懸念して計画に反対している。

# 難しい再評価作業

## 情報公開推進が不可欠

### 5事業の地元では…

縮小しても必要

に中止が決まれば住民

にうそをつくことにな  
る。住民本位で審査して

ほし」と地域重視の視

点を強調する。

また、トマムダムが対

象に決まったことに対

し、上川管内当別町の原

淳一市長は「世論など時

も事業とのものの中止

はあり得ない」。白老

の地元、白老町の見野

全・町長は「困った事態

いい形で計画を推進して

もらひようつて協議してく

きた」と話している。

松倉ダムを抱える函館

市木戸浦隆一市長は

「対象となつたのは歓迎は

すべきこと。これで議論

の出発点に立てる」と評論

していれる。

【白老ダム】白老・室蘭地区の飲用水と工業用水確保を目的に76年に実施調査に着手。白老川に高さ67.7m、長さ545mのダムを建設する計画だが、人口が伸びず工場進出も進まないため、本年度から調査を中止している。

【トマムダム】占冠村の水道用水確保を目的に92年に実施調査に着手。同村の鶴川に高さ14.9m、長さ350mのダムを造る計画だったが、同村のアルファ・リゾート・トマム計画で見込んだ人口が増えまず、本年度から調査を中止している。

【「道民の森」民活事業】当別町の「道民の森」に民間企業がスキー場やゴルフ場を計画。下流に札幌市や石狩市、当別町に飲用水を提供する当別ダム建設計画があり、市民団体が農薬などの悪影響を懸念して計画に反対している。

# 道庁、6公共事業見直し

北海道の施設等整備事業は自然から長期間停滞したままの公共事業を踏まえて見直し、事業の中でも「時のアセスメント」を導入するダム建設や道道整備、スキーリフト事業など、事業（今後の総事業見直しの対象にすること）を表したたん着手した公共事業など、が問われる中、事業主体である「時」というものさしをいく取り組みは異例だ。（この面）

「時のアセス」は道の行政改革の一ひと。今年一月に実施要綱を策定したもの、「事業の取りやめにつながる」と、地元自治体や選出議員らから強い反発があつて、公表できずにいた。しかし、国が公共事業の削減の方針を打ち出し、道自身も今年度当初予算を超える三兆二千億円もの道債残高を抱えるなど、債務清払いであることや、ダムなどを落ち込むなど、環境が著しく変わっている状況から、

年前後、停滞したままでは、(①)自衛策を定め、(②)自衛策を定めないでいる。(③)時の経過によって、経済・社会的な状況が変化し、実施した場合の可能性がある。(④)反対などと田舎な推進に課題が残る。今後も長期間進むべき、いずれかに該当するものの中から選択された。

北海道の廃道化事業は、自然保護団体などの反対から長期間停滞したままの公共事業を、時代の変化を踏まえて見直し、事業の中止や継続を判断する「時のアセスメント」を導入することにし十五日、ダム建設や道道整備、スキー・ゴルフ場建設の民営事業など六事業（今後の総事業費計八百八億円）を見直しの対象にすることを表明した。国を含め、いつたん着手した公共事業にどうストップをかけるかが問われる中、事業主体である都道府県自身が、「時」というものさしがついて、事業の見直しを取り組むのは異例だ。（2面に解説と事業一覧）

（市）、トマム（上川文序古冠村）、白老（昭振文序白老町）タムの建設」のほか、反対運動で二千五年間建設工事が止まつたままの「道道士幌然別湖線（通称・士幌高原道路）」の整備、大手企業を誘致したものの反対運動で保安林解禁が難しい「道民の森（石狩北海道が導入論

支庁(別町など)のうち民  
活事業のスキ、ゴルフ場  
計画)。  
準備が整い次第、施設じ  
との担当部局に検討チーム  
を設置して点検・再評価作  
業を開始し、一年以内に事  
業中止や継続の結論を出す  
予定だ。

が提出した第二次勧告で「中断の場合は返済を要しない仕組みとする」となっているので、「勧告が実施すれば、今以上に見直しがしやすくなるはず」としている。

一方で、地方分権推進委の第一次勧告で示してある「長期にわたり実施中の国庫補助事業の見直し」の先取りでもある」と苦情を説明している。

**10年停滞などの「時のアセス」導入  
再評価チーム  
一年内に結論  
中止も視野に**

解説 北海道が公債負担して導入した「時のアセスメント」は、國の財政や公共事業への依存度が極めて高い北海道だからこそ生まれた「ものさし」かも知れない。だが、実際に事業をやめるには、知事らの強力なリーダーシップが必要だ。国からのカネの流れが今後、乏しくなることが確定視される中で、事業が完成してからの運営費を含めた「地代負担」を伴う公共事業は、自治体や住民にこれまで以上の重荷になること

か予想される。特に道は、今年度当初予算を超える三兆二千億円もの道債残高があり、公共事業を選別する必要が大きくなっている。しかし、いつたん計画が決まった公其事業は、地元・中央の土木建設業者や、国・地方の技官の既得権益が絡み、個別に整理するのは至難の業だ。そこで、「時」といふ、文句をつけついで、「ものさし」を使おることで、事業の一律的な見直しを狙つた。

公共工事を状況に応じて柔軟に見直す仕組みの必要

性も指摘され始めた。通常国会で行政改革案を審議の中で、民主党はさきの通りに「公共事業コントロール法案」を提出した。道路整備や治山・治水など十六分野の公共事業の長期計画の中に身について国会審議を必要とする内容だ。計画策定後は環境や経済への影響を再評価する仕組みも盛り込んだ。公共事業をチェックする仕組みの創設などで、「時のアセスメント」と考へ方は共通だ。しかし、法案は審議未了で脱落になってしまった。

府に提出した。計画後、いよいよ実行に移るが、これまで進まない公共事業も対象になる。しかし、政 府内の具体的な検討は始まらない。北海道の「時のアセスマメント」方式について、自治省などは、自治体として初回の取り組みではないかと注目。一方で、地元業者や国民党の反対にあって骨鲠を吐きになるのではないかと心配する声が民主党内などからも出ている。

北海道の実験が国や他の自治体のモデルになれるかどうかは、実際の見直しの成否にかかる。

## 強力な指導力必要

はその理由を国民に説明しなければならないとする

業中止や継続の結論を出す  
予定だ。

六事業の見直し作業は始  
面のもので、今後も一道路  
事業などのハードだけでな

な  
施  
策、  
業  
全般の  
期間を限

ス」導入する場合、「補助金の返還は事業の進み具合を国がどこまで認めるかによって、金額が、一部でいいのか、あるいは返さずに済むかに分かれる」という。また、今月、地方分権推進委員会が提出した第二次勧告で、「中断の場合の返還を要しない仕組みとする」となっているので、「勧告が実現すれば、今以上に見直しがしやすくなるはず」として、道政策室は「見直しの仕組みを公開することで道民や職員の意識改革につながる」一方で、地方分権推進委の第一次勧告で示している「長期にわたり実施中の国庫補助事業の見直し」の先取りでもある」と説明している。

三一通鑑

電信傳真：明創法人 北海



基調講演する稗田さん



る。意見を反映させる必要がある。意見を反映させることで、市民の意見を尊重する姿勢が示され、信頼される。また、意見を反映させることで、議論も活性化され、より良い政策が策定される可能性がある。

川の流れは命を育てる。  
多様な生物をほぐくみ、人  
間も生きさせてもらってい  
る。だが今、川は危機的だ。  
私の住む八重町の遊業部川  
はじめこの川も、少しの  
雨で急激に水が増え洪水が  
起まる。ひどい泥水も流れ  
る。森林の伐採が進み、上

流にある山が保水能力を失つてきたためだ。  
綱の目のよろこびできた林道の斜面は崩れやすく泥をはき出す。大量の泥は川底を埋め、魚の卵は育たず生き残れない。雨水の排水口やコンクリート護岸も原因になつていい。

る。排水口には短時間で強水流が流れ込み、集められた水はコンクリート護岸の本流を一気に流れるから、下

本  
雨  
けを優先せず、川とその流域に暮らすあらゆる命が命なんだ  
ことを向けることが重要だ。

洪水はダムでは防げぬ

基調講演

動物写真家稗田一俊

北海道新幹線野生生物基金などの主催で三百五十五館と隼田福祉センターで開かれた環境フォーラム「ま轟う、道南の山河」では、道南の豊かな自然を見直そうという趣旨の一方、各地で進む開発に疑問を投げ掛ける意見が相次いだ。会場からも開発を推進する行政への不信を訴える声が上がった。基調講演とパネル討論の内容を紹介する。

## 函館で環境 フォーラム



## 広がる乱開発 疑問や不信の声

## 『清流 松倉川—私たちの川、いまダム問題を考える』

函館・松倉川を考える会編 発行所：幻洋社 定価：1575円

問い合わせ先：松倉川を考える会事務局

「自然俱乐部」内(函馆市駒場町9-10) 電話: 0138-31-5339

下流から源流部まで、貴重で豊かな自然を抱える松倉川。私たちは、自然の生態系が残る数少ない川・松倉川とどのように向き合うのか。ダム建設の計画が進められている今こそ、松倉川と自然環境への関心が高まることを願い、『清流 松倉川』をお届けします。

#### ●事務局からのお願い

- 1) ダム・堰等の問題に関わられている方、事務局へ情報を寄せください。

2) 水源連事務局では、ダム・堰等の問題を抱えている方々との連絡を抜けたいと考えております。ご自分が直接に関わられてるかいないかにかかわらず、皆さんのご存知の団体・個人を事務局に紹介ください。

3) 今年度の個人会費、団体会費未納の方、お手数ですが、是非払い込みください。個人年会費は2000円、団体年会費は5000円です。よろしくお願ひいたします。